善通寺市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者募集要領

善通寺市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）第１０条の規定に基づき、介護保険法第１１５条の４５の３第１項に規定する指定について、次のとおり指定事業者を募集します。

１　募集対象事業

　　善通寺市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱に定める下記事業

⑴　指定訪問サービス事業（介護予防訪問介護相当サービス）

⑵　指定通所サービス事業（介護予防通所介護相当サービス）

２　指定事業に係る基準等

人員、設備、運営等に関する基準及び第1号事業支給費等については、実施要綱に規定しています。

３　応募資格

⑴　法人であること。

⑵　介護保険法（平成９年法律第１２３号）における事業者指定の欠格事由及び取り消し事由に該当しないこと。

⑶　所管庁の監査、指導検査等において重大な指摘を受けていないこと。

⑷　役員（就任予定者含む。）等が暴力団の構成員又は暴力団若しくは当該構成員の利益となる活動を行う者でないこと。

⑸　実施要綱第１２条の指定事業に係る基準及びその他関係法令等に基づき、指定訪問サービス事業又は指定通所サービス事業所を適正に運営することができること。

⑹　令和７年８月１日から事業を開始することができること。

⑺　介護予防訪問介護もしくは介護予防通所介護の香川県の指定を受けた事業者であること。

４　応募の手続き

この公募への応募を希望する場合は、次により書類を提出してください。

1. 応募期間及び書類の提出先

期　間　令和７年６月２６日（木）～令和７年７月１０日（木）

提出先　善通寺市役所保健福祉部　高齢者課

〒７６５－８５０３　善通寺市文京町二丁目１番１号

1. 提出方法

原則「電子申請届け出システム」にて提出してください。

郵送または持参（土・日・祝日を除く９：００～１６：００）も可能です。

1. 提出書類（順に整理してください。）

　ア　指定介護予防・日常生活支援総合事業事業者指定申請書

　イ　付表

　ウ　申請者の登記事項証明書又は条例等

　エ　従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表

オ　従業者の資格を証する書類

カ　サービス提供責任者の経歴（介護福祉士登録証の写し等に代えることが可能です）

キ　事業所の位置図及び平面図

ク　設備・備品等一覧表

ケ　運営規定

　コ　利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要

サ　介護保険法第１１５条の４５の５第２項の指定基準を満たす旨の誓約書

シ　介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る届出書及び体制等状況一覧表

1. 提出部数 １部

５　審査・選考

1. 審査・選考方法

書類審査による選考を行います。提出書類は、充分に精査の上、提出してください。

※　公平・公正な審査（選考）を担保するため、提出された書類等の裏付けや疑問点等について関係機関等に照会するなどの調査を行う場合がありますので、あらかじめご了承ください。

⑵　費　用

　　　審査（指定申請）手数料　１０，０００円

1. 審査結果

審査（選考）結果は、全ての応募者に個別に文書で通知します（電話等の問合せには応じません。）

⑷　審査結果の取り消し

審査後、応募書類に虚偽の記載やこの募集要領に関する重大な違反行為などが判明した場合には、選定された場合であっても審査結果を取り消します。

６　問合せ先

善通寺市保健福祉部　高齢者課

電話　　０８７７－６３－６３３１

ＦＡＸ 　 ０８７７－６３－６３９４

E‐mail 　koureisha@city.zentsuji.kagawa.jp

７　その他留意事項

⑴　応募（書類作成費等）に要した費用は、全て応募者の負担となります。また、不備、不足のある提出書類は受付できません。

⑵　提出された書類の内容について、応募者に追加資料等の提出を求める場合があります。追加資料等を期限までに提出されなかった場合は、応募を辞退したものとして取り扱いますのでご注意ください。

⑶　提出された書類の著作権は、応募者に帰属します。ただし、市が必要と判断した場合には、書類の内容を無償で使用できるものとします。なお、提出された書類は、理由の如何を問わず返却しません。

⑷　応募後に辞退される場合は、書面にて辞退届（様式任意）を提出してください。

⑸　この募集要領に定めるほか、必要な事項について別途指示する場合があります。なお、当該指示に従わなかった場合は、応募を辞退したものとして取り扱います。また、応募に際して不正行為を行った場合又は応募書類に虚偽の記載があった場合は、応募を無効（失格）扱いとします。この場合、要した費用の弁済を本市に求めることはできません。